

「岩国市犯罪被害者等支援条例」制定に係るパブリックコメント（意見募集）資料

条例制定の趣旨

「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等支援に関する施策の策定・実施が規定されており、全国的に条例制定の動きが広がっています。

本市では、誰もが安心・安全に暮らせるよう、犯罪が起こりにくいまちづくりを進めています。しかしながら、誰もが突然犯罪被害に遭い、犯罪被害者等になってしまう可能性は排除できません。不幸にも犯罪被害に遭ってしまった場合、被害者やその家族は身体への危害などの直接的被害だけでなく、治療や転居等に伴う経済的負担や誹謗中傷などの二次的被害に苦しめられることもあります。

このことから、犯罪被害者等が再び平穏な生活に戻ることができるよう、必要な情報の提供や経済的な支援などを行うとともに、人材の育成や市民の理解増進のための施策を講じ、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「岩国市犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

条例の主な内容

1. 市、市民、事業者の責務の明確化

犯罪被害者等支援に対する、市や市民、事業者の責務を明確にし、それぞれの立場で犯罪被害者等への支援に努めます。

2. 経済的負担の軽減・日常生活の支援・居住の安定など

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため支援金を支給するほか、日常生活を営むことができるよう必要な支援を行います。また、犯罪等により今までの住居に居住することが困難になった人に対して、一時的な住居の提供等の支援を行います。

3. 広報・啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害を防止することの重要性について、市民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。

4. 民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行います。

5. 人材の育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、支援を行う人材を育成するための研修の実施、その他必要な措置を行います。